

誤解にもとづく法的知識は役に立たない

新

オープンソース ライセンス概論

最終回

text: 弁護士・寺本振透



今月のお題：
ソースコードの開示については
果たして請求され得るのか？(その2)



photo: Nakamura Tohru

Teramoto Shinto

西村ときわ法律事務所パートナー。1963年生まれ。
1987年に弁護士登録。主な業務分野はベンチャーキ
ャピタルファイナンスと知的財産関連ファイナンス。

Q. オープンソースのソフトウェア製品は、独自に改変した場合であっても、第三者からソースコードの開示が請求されるのではないだろうか？ オープンソースのライセンス契約に照らしてみても、開示する必要がないと自分が信ずる部分までも無理矢理公開されると困るのだが。

A.
I. 議論の前提となる状況を把握しよう

誰かがオープンソースのソフトウェア製品(以下「ソフトウェア製品(0)」)を作成し、GPL(前号参照)注1]を適用して配布している。あなたは「ソフトウェア製品(0)」を改変して別のソフトウェア製品(以下「ソフトウェア製品(1)」)を作成した(図1)。

あなたは、「ソフトウェア製品(1)」のオブジェクトコードを広く一般に配布している。従ってGPLによれば、そのソースコードも公開すべきものとなる(前号参照)注2]。

このような場合に、誰かが、あなたに対して「ソフトウェア製品(1)」のソースコー

ドの公開を直接的に強制することはできるのだろうか？

II. 利用者はソースコードの公開を請求できるか

ソフトウェア製品(1)のオブジェクトコードを利用するに過ぎない者は、著作権法上、「ソフトウェア製品(0)」に対しても、「ソフトウェア製品(1)」に対しても、なんら権利を持っていない。したがって、彼らは、著作権法にもとづいて、あなたに対して何らかの請求をすることはできない。

では、あなたとソフトウェア製品(1)のオブジェクトコードの利用者の間には、何らかの契約があるのだろうか？

あなたは、「ソフトウェア製品(1)」のオブジェクトコードの著作権を持っているから、著作権法によれば、他人に対して「勝手に当該コードを複製するな」と請求する権利を持っているはずである。コンピュータ上で「ソフトウェア製品(1)」を利用することには、そのオブジェクトコードの複製を伴うはずである。したがって、あなたは、他人に対して、「ソフトウェア製品

(1)」を利用するな、と言えるはずである。

ところが、あなたは、他人による「ソフトウェア製品(1)」の利用を認めている。しかも、あなた自身が「ソフトウェア製品(1)」のオブジェクトコードを配布したのであるから、それは、単なる「黙認」ではないはずだ。ということは、あなたは、「ソフトウェア製品(1)」の利用に関して、それを利用しようとする他人に対して、何らかの「ライセンス」を行ったということになるのだろう。

では、そのライセンス条件は何だったのだろうか？ 「ソフトウェア製品(0)」を利用する者は、「そのライセンス条件はGPLそのものだったはずだ」と主張したいかもしれない。確かに、「ソフトウェア製品(0)」の著作権者とあなたとの関係を律するライセンス条件はGPLであった。そして、GPLによれば、あなたが「ソフトウェア製品(1)」を配布するときは、そのライセンス条件もGPLでなければならないはずであった。もっとも、「ソフトウェア製品(1)」を利用する者は、「ソフトウェア製品(0)」の著作権者とあなたとの間に仮に契約があったとしても[注3]その当事者にはなり得ない[注4]図2)。ということは、「ソフト

[注1] GPLについては次のURLを参照。

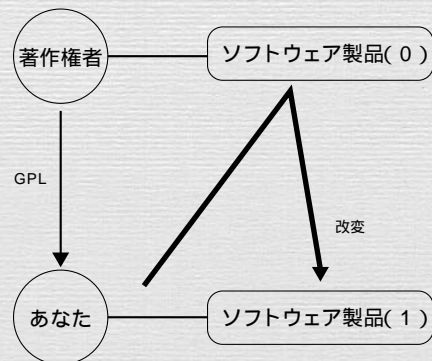
URL <http://www.fsf.org/licenses/gpl.html>

[注2] GPLによっても「ソフトウェア製品(1)」のソースコードを公開する必要がない場合は、そもそも、今回の議論の対象にすらならない。

[注3] そもそも、それが契約であったかどうかすら、かなり怪しいのではあるが、前号参照。

[注4] まれに、オープンソース製品を利用した者はそれだけでオープンソースコミュニティに入ったのだから、コミュニティのルールに拘束されるなどと主張する法律家も存在するようではあるが、もちろん、妄言の類である。いつから、オープンソースコミュニティが、そんなに狭量になったのか、教えていただきたいものである。

図1 議論の前提となる状況を把握する



ウェア製品(0)」の利用者は、それにもとづいて、あなたに対して何らの請求もできないということになる。つまり、「ソフトウェア製品(0)」の利用者は、自分とあなたとの間のライセンス条件をGPLに準拠させよという請求も、GPLにもとづいてソースコードを開示せよという請求も、法的に強制力を持たせる(つまり、裁判所が認める)ことはできないはずである。

「ソフトウェア製品(1)」の利用者は、あなたがGPLに違反していると言って社会的に非難されるようにするが[注5]または、「ソフトウェア製品(0)」の著作権者に情報を提供して、次項に述べる圧力がかけられることを期待するほかない[注6]。あなたが「ソフトウェア製品(1)」の利用者との対応において考慮すべき要素は、法的なものというよりは、政治的なものが中心となる。

III. 「ソフトウェア製品(0)」の著作権者ができること

II.に対して、「ソフトウェア製品(0)」の利用に関する、その著作権者とあなたとの間

のライセンス条件が、GPLであることに、ほぼ疑いはない。では、「ソフトウェア製品(1)」のソースコードを利用者に提供しないあなたのやり方を快く思わない場合、「ソフトウェア製品(0)」の著作権者は、あなたに対して、ソースコードの公開を「法的に」請求することはできるのだろうか？

A.「ソフトウェア製品(0)」の著作権者とあなたとの間には契約がないという考え方を採用した場合

GPLが契約ではなく、単にライセンサーの一方向的な宣言に過ぎないという考え方を採った場合には、「ソフトウェア製品(0)」の著作権者がGPL所定の条件を破ったあなたに対してできることは、著作権法に基づく著作権の行使に限られる。著作権には、あなたに「ソフトウェア製品(1)」の利用者にソースコードを提供することを強制できる権利は含まれていない。

結局、「ソフトウェア製品(0)」の著作権者ができることは、あなたに対して「ソフトウェア製品(0)」の複製や改変等を著作権にもとづいて禁止することによって、あなたが自主的にソースコードを利用者に提供するように圧力を加えることまで、とい

うことになる。

B.「ソフトウェア製品(0)」の著作権者とあなたとの間に、GPLの内容どおりの契約があるという考え方を採用した場合

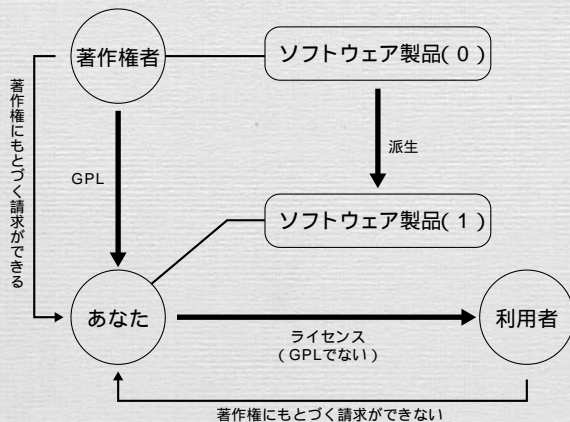
1. GPL Section 3は、「ソースコードを伴うならば、ソフトウェア製品(1)を配布してかまわない」とは読めるが、「ソフトウェア製品(1)を配布してしまったならば、そのソースコードを配布せよ」とは読めない。前者の場合、「ソフトウェア製品(1)」の配布がライセンス条件違反となるから、「ソフトウェア製品(0)」の著作権者はあなたに対して、「ソフトウェア製品(1)」の配布を禁止できる。後者の場合、「ソフトウェア製品(1)」の配布がライセンス条件違反なのかどうかよくわからない。GPLは、もちろん、前者の効果を狙っていたはずである。

2. 万一、GPLが「ソースコードを配布せよ」と規定していると読めるとしても、「ソフトウェア製品(0)」の著作権者があなたに対してソースコードの配布をあからさまに強制することは、法的には困難である。ソースコードの所在

[注5] もちろん、企業としては、社会的な評価が大切だから、このような圧力を無視するわけにはいかないだろう。しかしながら、法的な請求と、事実上の要求とを区別して対処することは重要である。

[注6] だからこそ、このような情報提供を促すべく、<http://www.fsf.org>には、「What to do if you see a possible GPL violation」(<http://www.fsf.org/licenses/gpl-violation.html>)という記述があるのだとも言える。

図2 「ソフトウェア製品(1)」を利用する際のライセンス条件は？



が明らかでない以上、裁判所があなたに代わって無理矢理ソースコードを配布すること(いわゆる代替執行)は困難であり、せいぜい、間接強制しかできない。だとすれば、あなたがGPLの条件に反した以上、もはや、「ソフトウェア製品(0)」の著作権者があなたに対して著作権の行使を遠慮する理由がないことを前提に、あなたによる「ソフトウェア製品(1)」の複製および配布を差し止めてあなたに圧力を加える方がよほど効果的である。そもそも、GPLは、このような著作権の力に依存するものであって、著作権が有する力を超える何か神秘的な力を持っていると考えるのは、幻想以外のなにものでもない。

IV. 結論

結局、あなたがオープンソースのソフトウェア製品を改変した場合、改変後のソフトウェアのソースコードの開示を直接的に強制する手段は、誰も持っていないと考えるべきである。

オリジナルのソフトウェア製品の著作権

者は、著作権の行使によって、あなたに対して、当該ソフトウェア製品の派生的著作物[注7]の複製および頒布を禁止することはできる。しかし、そのためには、裁判所において、あなたが複製および頒布しているソフトウェア製品が、オリジナルのソフトウェア製品の派生的な著作物であることを立証しなければならない。

あなたが、オープンソースのライセンス契約に照らしても開示する必要がないと自分が信じる部分について開示しないことは正当であるし、それを無理矢理公開させることもできない。問題になるのは、あなたがそのように信じたのが正しいか否か(つまり、あなたによる派生的著作物の範囲の解釈が正当か否か)である。

V. 不確かな法的知識を排除せよ

我々は取引を行う際に、何らかのリスクを負わなければならない。なぜならば、リスクのない取引は存在し得ないからである。重要なのは、「これから行おうとする取引に関して生じ得るリスクがどのような

ものなのか」また「それは法的にどのような筋立てのものであるか」を正確に認識することである。企業や官庁には、しばしば、不確かな法的知識にもとづいて「あれも駄目、これも駄目」と難癖をつけるが、なぜ駄目なのか、あるいは、どれくらい駄目なのかはまったく分析できていない人々[注8]が巢食っている。

GPLは決して理想的なライセンス条件ではない(そもそも世の中に理想的なライセンス条件などありはしない)神格化して畏れる必要などまったくない。オープンソースを普及させよう、利用させようとする者こそ正確な法的知識を持ち、GPLをはじめとするオープンソースのライセンス条件が持つ長所と短所、そして限界を十分に認識しておくべきである。

筆者は、オープンソースの未来を信ずるものであり、その普及のために微力を尽くすものである。だからこそ、たかがオープンソースのライセンス条件ごときを絶対化するばかりか、そこに存在しない効力までもが存在するかのような嘘偽りを声高に唱えるような人々[注9]にくみすることはできない。

[注7] GPLがあなたによる配布を制御しようとするプログラムの範囲が派生的著作物よりも広がったとしても、著作権による複製または配布の差止ができるのは、著作権法上の派生的著作物までである。

[注8] 彼らには、しばしば「コンプライアンス屋」という蔑称が冠せられる。

[注9] そんなことをしている愚か者には、いわゆるペーパーウェア(計画だけ公表されていつ出荷されるかわからないようなソフトウェア製品)をぶち上げがちなプロプライエタリーなソフトウェア製品の業界を非難する資格はない。





[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp